



2010年・刑事裁判の行方

2009年5月21日に裁判員制度が実施され、1年余が経過しました。

すべての都道府県の裁判所で裁判員裁判による判決が言い渡され、2010年4月段階での判決総数は400件を超えます(最高裁発表)。

当分科会は、裁判員制度導入に先立って、裁判員裁判をシミュレートした裁判員劇を作成、上演し、これは、「2010年の刑事裁判」(『青年法律家』号外)として結実しています。

今回の分科会は、まさに、2010年にあたり、実施から1年余を経た裁判員裁判を検証します。

検証の視点は、第1に、「疑わしきは被告人の利益に」の原則がどのように扱われているかを始めとした事実認定の妥当性です。第2には、「厳罰化・重罰化」の指摘がある中で、本来、刑事裁判における量刑判断はどのようになされるべきか、現在の裁判員裁判における量刑判断は妥当かという視点です。

刑事裁判に携わる上で、これらの問題の検討は不可欠です。ぜひご参加下さい。

第1部 報告と討議

裁判員裁判における事実認定について

第2部 報告と討議

裁判員裁判における量刑判断について

分科会担当者 弁護士 松尾文彦

連絡先 〒192-0046 東京都八王子市明神町 4-7-14 八王子 ONビル8F

八王子合同法律事務所 tel 042-645-5151

fax 042-645-5236